

稲敷市国民保護計画

平成30年6月

稲 敷 市

■この計画に使われている主な用語の定義等

1 用語の定義

用語	定義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。(資料編参照)
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。(資料編参照)
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

2 法律・機関名等の略称

略称	正式名称
国民保護法（法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令（令）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
市国民保護対策本部	稲敷市国民保護対策本部（本部長：市長）
市国民保護現地対策本部	稲敷市国民保護現地対策本部
市国民保護対策本部等	稲敷市国民保護対策本部及び稲敷市茨城県緊急対処事態対策本部
市国民保護協議会	稲敷市国民保護協議会（会長：市長）
市危機管理対策本部	稲敷市危機管理対策本部（本部長：市長）
市危機管理連絡会議	稲敷市危機管理連絡会議（議長：危機管理監）
基本指針（基）	国民の保護に関する基本指針
市地域防災計画	稲敷市地域防災計画

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の基本	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	8
第2編 平素からの備え	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	27
第3章 生活関連等施設の把握等	30
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	32
第5章 国民保護に関する啓発	34
第3編 武力攻撃事態等への対処	35
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
第2章 市国民保護対策本部の設置等	38
第3章 関係機関相互の連携	44
第4章 警報及び避難の指示等	48
第5章 救援	61
第6章 安否情報の収集・提供	63
第7章 武力攻撃災害への対処	66
第8章 被災情報の収集及び報告	78
第9章 保健衛生の確保その他の措置	79
第10章 国民生活の安定に関する措置	81
第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	83
第4編 復旧等	85
第1章 応急の復旧	85
第2章 武力攻撃災害の復旧	86
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	87
第5編 緊急対処事態への対処	88
資料編	89

第1編 総則

第1章 計画の基本

第1節 市国民保護計画の目的

1 市国民保護計画の目的（法第3条第2項、法第35条第1項）

この計画は、国民保護法第35条の規定に基づき作成したものであり、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

この計画においては、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めるほか、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第2節 計画の構成

市国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

第3節 市地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については「市地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

なお、事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「市地域防災計画（風水害等編）」により対処する。

第4節 計画の見直し、変更手続

1 計画の見直し（法第35条第8項）

稲敷市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

稲敷市国民保護計画の見直しに当たっては、稲敷市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 計画の変更手続（法第35条第8項、第39条第3項）

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、市国民保護協議会に諮問の上、県知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表する。

ただし、国民保護法施行令に定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたっての、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重（法第5条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済（法第6条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

3 市民に対する情報提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条）

市は、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 市民の協力（法第4条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要す

る者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条項）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

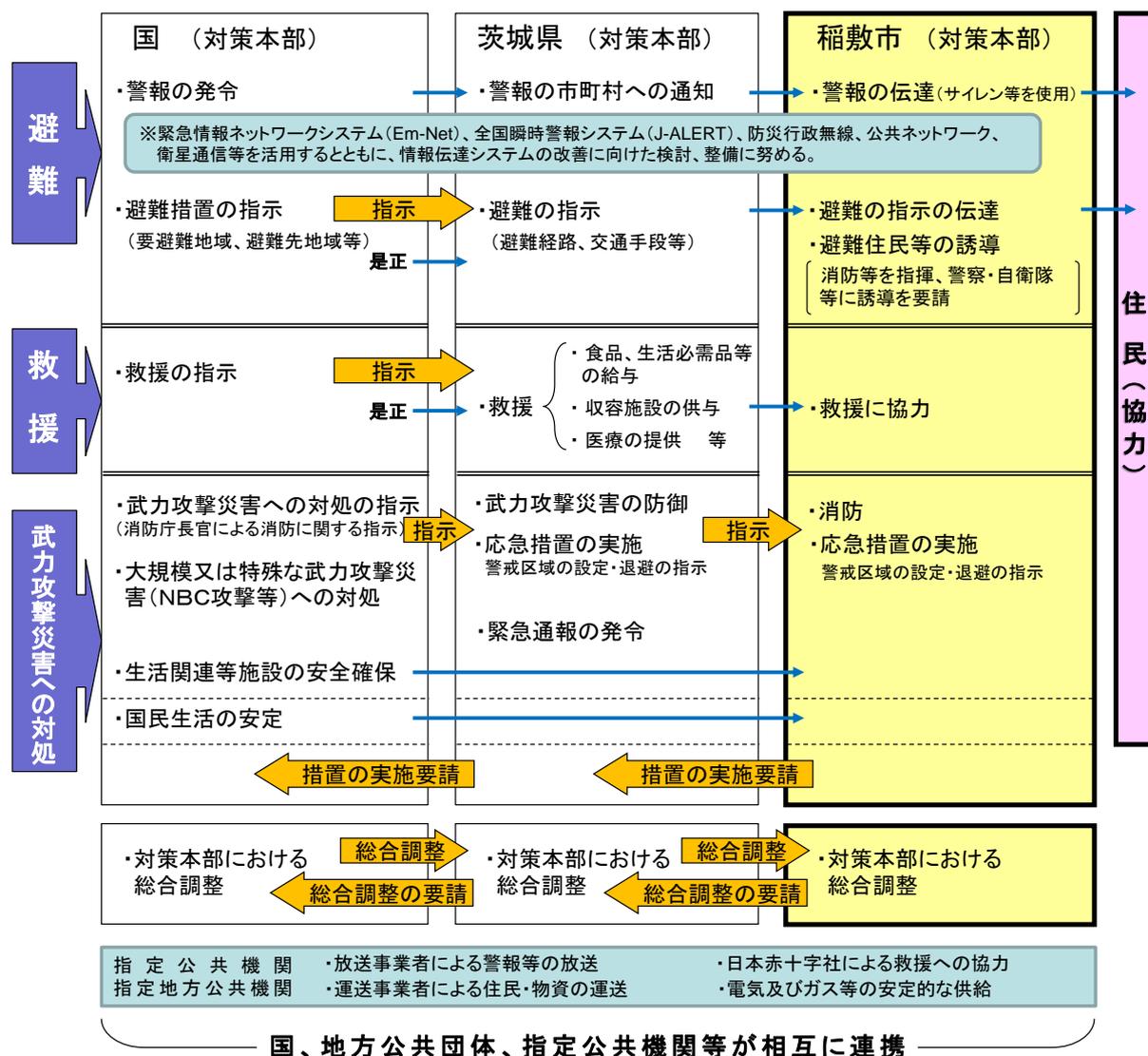
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の役割と事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握する。なお、関係機関の事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置を実施するにあたっての、国、県、市等の役割は次のとおりである。



国民保護措置の仕組み

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市の業務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
稲敷市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避市町村難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

<関連資料>

- ・資料6：関係機関の事務又は業務の大綱

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地勢

本市は、茨城県の南部に位置し、県庁所在地の水戸から50km、首都圏60km圏以内にあり、面積は205.81km²で、東西23km、南北14kmの広がりをもっている。

地形は、概ね平坦で中央に小野川、新利根川、東方に野田奈川がそれぞれ東流し、霞ヶ浦に注いでいる。これらの河川、並びに利根川、霞ヶ浦沿いには水田地帯が開けている。特に利根川に沿って広がる土地は県南部の穀倉地帯である。また、霞ヶ浦の湖岸低地と利根川沿いの低地の間には、稲敷台地の東半分が位置し、その台地上は畑地をなし、その中に集落及び平地林が点在している。台地の高度は標高20～30mであり、小野川などの河川によって開析され、狭い谷底平野が樹枝状に発達している。これらは、もとの内湾が陸化した低地で、低湿な環境の湖岸低地や三角州が前進してできた平野などからなる。

第2節 気候

本市は、冬は北西の季節風が吹いて晴天の日が多く、春から秋にかけては雨の多い太平洋側の気候の特色を示すが、全般に温暖で、四季を通じて恵まれた環境にある。年間の平均気温は14.1℃、平均風速は2.5m/s、平均降水量は1,343.9mmである（最寄り龍ヶ崎観測所における1989～2010年の平年値）。

第3節 人口

本市の人口は、高度成長期以降、年々増加傾向にあったが、最近では減少傾向の状態にある。世帯数は増加傾向にあったが、平成22年には減少に転じ、平成27年には更に減少が進んでいる。一世帯あたりの人数は年々減少傾向にあり、核家族化や少子化の進行、並びに高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加が見られ、この傾向は今後も続くと考えられる。

また、本市の15歳未満の年少人口の割合は、昭和50年には19.9%であったが、平成27年には9.9%にまで減少し、少子化が進んでいる。一方、本市における65歳以上の高齢者人口の割合は、昭和50年には11.1%であったものが平成27年には31.7%となり、増加の一途をたどっている。全国平均と比較しても約3ポイント高い状態が続いている。

第4節 道路の位置等

本市の骨格となる道路網は、国道125号、国道408号、国道51号の国道3路線と県道（江戸崎新利根線、竜ヶ崎潮来線、新川江戸崎線）などによってネットワークが形成されている。

また、首都圏中央連絡自動車道の稲敷IC、稲敷東ICが整備され、さらに常磐道から東関東自動車道へ接続されている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

この市国民保護計画は、以下の武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下に掲げる事態を想定する。

(1) 着上陸侵攻

特 徴	<p>① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>③ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p>
留 意 点	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	<p>① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段としてダーティボム（※）が使用される場合がある。</p> <p>※ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊ではなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることが出来る。</p>
--------	--

留意点	<p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は市町村長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。</p>
-----	--

（3）弾道ミサイル攻撃

特徴	<p>① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（※））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>※Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）の特性を使用した弾頭</p>
留意点	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>

（4）航空攻撃

特徴	<p>① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。</p> <p>③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>
留意点	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

2 NBC攻撃の特徴

NBC攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

(1) 核兵器等 (N : Nuclear)

① 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(※)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって(1)熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、(2)爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、(3)初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち(1)及び(3)は、爆心地周辺において被害をもたらすが、(2)の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

※物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

② 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

③ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

④ 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

(2) 生物兵器 (B : Biological)

① 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

② 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

③ したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾

病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器 (C : Chemical)

- ① 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- ② このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急対処事態

緊急対処事態として、以下に掲げる事態を想定する。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事例	<ol style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所等の破壊 ② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ③ 危険物積載船への攻撃 ④ ダムの破壊
被害の概要	<ol style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 ② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ③ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ④ ダムが破壊された場合の主な被害 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	① 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ② 列車等の爆破
被害の概要	○ 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	① ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ② 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ③ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ④ 水源地に対する毒素等の混入
被害の概要	① 放射性物質等 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 ② 生物剤（毒素を含む。）による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 ③ 化学剤による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	① 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ② 弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	① 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ② 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ③ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1項 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、市の組織及び体制、職員の配置及び服務基準等については、次のとおりである。

第1節 市の各部課室等における平素の業務

市の各部課室及び消防機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

【市の各部課室及び消防機関における主要業務】

各部課室	平素の業務
政策調整部	<ul style="list-style-type: none">・ 広報広聴に関すること・ 報道機関との連絡に関すること・ 庁内ネットワークの運用に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none">・ 国民保護に関する業務の総括に関すること・ 市国民保護協議会に関すること・ 各部局間の調整に関すること・ 国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること・ 国民保護措置についての訓練に関すること・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する こと・ 通信体制の整備に関すること・ 備蓄物資に関すること・ 訴訟事務処理の調整に関すること・ 職員の人事に関すること・ 職員の研修に関すること・ 予算措置に関すること・ 市有車両の管理に関すること・ 特殊標章等の交付等に関すること
市民生活部	<ul style="list-style-type: none">・ 安否情報の収集体制の整備に関すること・ 避難所の運営体制の整備に関すること・ 市税の賦課徴収に関すること・ 埋葬及び火葬に関すること

各部課室	平素の業務
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援体制の整備に関すること ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 避難所の運営体制の整備に関すること ・ 備蓄物資に関すること ・ 防疫体制の整備に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
産業建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の防疫に関すること ・ 道路等輸送施設に関すること ・ 住宅の整備に関すること ・ 土木資材の調達に関すること ・ 防災機能を有する都市公園の整備に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道機能の確保に関すること ・ 水道水の安全・安定供給に関すること
廃棄物対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設・幼児施設の管理に関すること ・ 児童・生徒・園児の安全確保に関すること ・ 文化財の保護に関すること ・ 避難所の運営体制の整備に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部の部等への応援に関すること
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業建設部の部等への応援に関すること
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部の部等への応援に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の調達に関すること
稲敷広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の安全確保に関すること ・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・ 住民の避難誘導に関すること
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の避難誘導に関すること

第2節 市職員の参集基準等

1 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保する体制を整備する。

2 24時間即応体制

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、稲敷広域消防組合との連携を図りつつ強化を行うなど、速やかに市長及び危機管理課職員に連絡が取れる24時間即応体制を確保する。

3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制をとるとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員の参集基準と決定者】

体制	参集基準	配備体制の決定者
①担当課室体制	危機管理課職員が参集	武力攻撃災害の通報又は通知に基づき、 危機管理監 が決定する
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	武力攻撃災害の情報収集等に基づき、 危機管理監 が決定する
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合、又は市国民保護対策本部の設置について国の指定があった場合、迅速に 市長 が決定する

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制※	
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

※上記「職員の参集基準」の体制

4 職員への連絡手段の確保

(1) 勤務時間中における連絡

庁内放送及び庁内電話等により関係する職員に参集の連絡をする体制を確保する。

(2) 勤務時間外における連絡

防災行政無線、携帯電話（職員情報配信メール等を活用する）、災害時優先電話等により、

定められた職員に動員の伝達をする体制を確保する。

国民保護対策本部員及び事務局職員は、常時、携帯電話を携行して連絡手段を確保する。

5 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理課職員が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長及びその代替職員については次のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、副本部長及び代替職員】

市国民保護対策本部	第1順位	第2順位（代替1）	第3順位（代替2）
市対策本部長	市長	副市長	教育長
市対策副本部長	副市長	教育長	危機管理監

6 職員の服務基準

市は、「3 市の体制及び職員の参集基準等」に掲げる①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

7 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

第3節 消防機関の体制

1 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、稲敷市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、稲敷市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、

国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4節 国民の権利利益の救済に係る手続等

1 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条ほか）

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

担当課 危機管理課

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

2 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮をする。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2項 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する。このため、関係機関との連携体制の整備を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

市は「避難」「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加を促進する。

第2節 県との連携

1 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市と県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、市の行う国民保護措置と県の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3節 近隣市町村との連携

1 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

第4節 指定公共機関等との連携

1 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等については、最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関等との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

<関連資料>

- ・資料7：相互応援協定一覧

第5節 消防団、自主防災組織等に対する支援

1 消防団の充実・活性化の推進

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団参加を促進する。

2 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

市は、自主防災組織の及び自治会等のリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携を図られるようにする。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の整備の促進を図る。

3 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための非常通信体制の整備を次のとおり行う。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、防災無線など非常通信体制、応急対策等重要通信の確保を図るとともに、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の維持管理を行う。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【体制整備にあたっての留意事項】

施設及び設備面	<ul style="list-style-type: none">① 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線、公共ネットワーク、衛星通信等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。② 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。③ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。④ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。⑤ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの適正な管理・運用を図る。⑥ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
---------	--

運用面	<ul style="list-style-type: none">① 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。② 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。③ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。④ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。⑤ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。⑥ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。⑦ 国民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車両、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（エリアメール機能を含む。）、ワンセグ、県防災情報メール、ツイッター等のあらゆる手段の活用を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
-----	---

第4項 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行う。このため、情報収集・提供等の体制整備を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を確保する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保を図る。

3 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を推進する。

第2節 警報等の通知に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

2 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、難聴地域が発生しないことを念頭にした整備を図る。

3 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、との協力体制を構築する。

4 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

5 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

6 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条）

1 安否情報の種類及び報告方法

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

報告は原則安否情報システムで行うこととし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、書面（電子的記録、電磁的記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【収集・報告する情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ その他個人を識別するための情報
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
- ⑬ 知人からの照会に対する回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無

<関連資料>

- ・様式1：安否情報収集様式 様式第1号（安否情報省令第1条関係）
- ・様式2：安否情報収集様式 様式第2号（安否情報省令第1条関係）

2 安否情報収集のための体制整備（法第94条第1項）

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供するため、市における安否情報の整理

担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の把握を行う。

3 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第4節 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備（法127条第1項）

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

<関連資料>

- ・様式7：被災情報の報告様式

第5項 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市は、研修及び訓練を次のとおり行う。

第1節 研修

1 研修期間における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

3 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、警察等の

職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

第2節 訓練

1 市における訓練の実施（法第42条第1項）

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口が集中する地域を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

【防災訓練における実施項目】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練③ 避難誘導訓練及び救援訓練 |
|---|

3 訓練に当たっての留意事項

【防災訓練に当たっての留意事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。④ 市は、自主防災組織や自治会等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。 |
|---|

- ⑥ 市は、道路管理者等関係機関と連携し、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

市は、県を通じて国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する。このため、避難及び救援に関する平素からの備えを、次のとおり行う。

第1節 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約・整理する基礎的資料】

- ・ 地図
- ・ 区域内の人口分布
- ・ 区域内の道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 生活関連等施設等のリスト
- ・ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・ 町内会・自治会、自主防災組織等の連れ草木等一覧
- ・ 消防機関のリスト
- ・ 避難行動要支援者名簿

2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、

事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の避難方法等について配慮するものとする。

第3節 救援に関する基本的事項

1 県との調整

市は、県から救援の実施に関する事務の一部を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県と連携して、収容施設、関係医療機関、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。また、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【市国民保護対策本部において集約する基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備

- ・ 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ・ 小中高等学校、各種学校等のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース
- ・ 救護班のデータベース
- ・ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ・ 墓地及び火葬場等のデータベース

第4節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

【把握する輸送力・輸送施設に関する情報】

◆輸送力に関する情報

- ①保有車輛等(定期・路線バス等)の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

◆輸送施設に関する情報

- 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)

2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路を把握する。

第5節 避難施設の指定への協力(法第148条、149条)

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携して避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行う。なお、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等については、次のとおりである。

1 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、市は、「生活関連施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

【生活関連施設の種類の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号））
	9号	電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

特に、テロ等の発生に備えた警戒等の予防対策としては、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発などが考えられるほか、施設の種別等に応じた予防対策を講じることが必要である。

◆参考：平成16年4月27日国土交通省大臣官房危機管理室通知「公共交通機関等におけるテロ対策の強化等について」等

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材については、次のとおりである。

第1節 稲敷市における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2 ライフライン施設等の代替性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に

努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である。このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を次のとおり行う。

第1節 国民保護措置に関する啓発（法第43条）

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

1 住民が取るべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、我が国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）に基づき、住民に対し周知するよう努める。

さらに、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロなどから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を活用して普及に努める。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

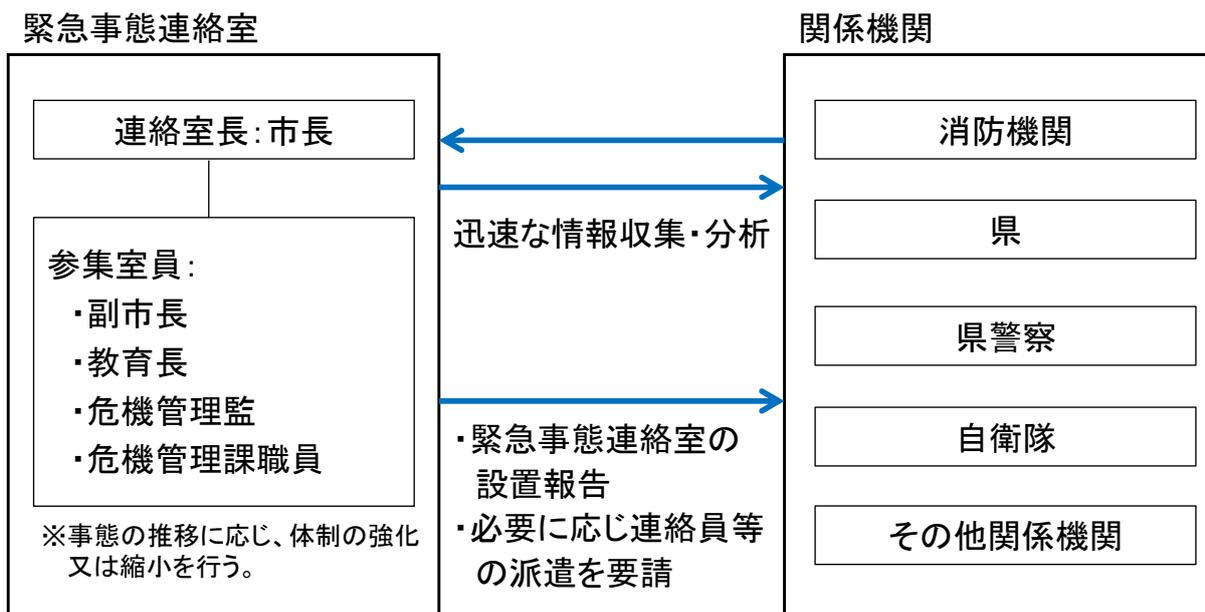
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産を保護するための初動体制を次のとおり確立する。

第1節 事態認定前における「緊急事態連絡室」の設置及び初動措置

1 緊急事態連絡室の設置（法第29条第11項）

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、危機管理監など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



2 情報の収集・伝達等

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 初動措置の実施

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関によ

る消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

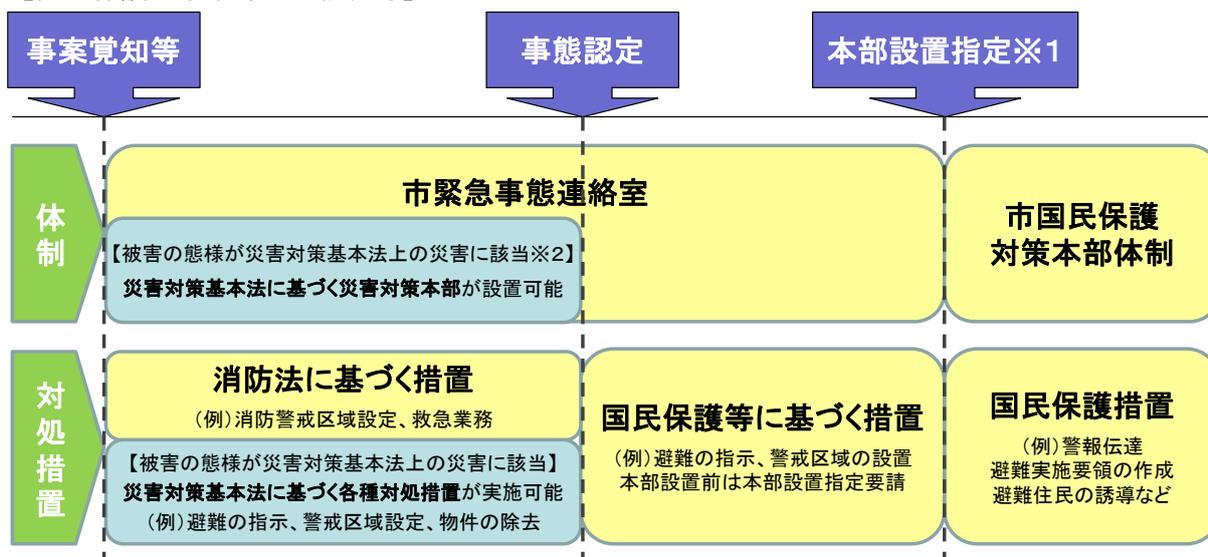
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 国民保護対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

【国民保護対策本部への移行等】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を設置する場合の手順やその組織、機能等は、次のとおりである。

第1節 市国民保護対策本部の設置（法第27条第1項）

1 市国民保護対策本部の設置手順

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

（1）市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

（2）市対策本部員及び市対策本部事務局職員の参集

危機管理監を始めとする市国民保護対策本部事務局職員（危機管理課職員）は、市国民保護対策本部員等に対し、職員配信一斉メール等の連絡網を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。

（3）市国民保護対策本部室の開設

市国民保護対策本部事務局職員は、市役所3階会議室（災害対策室）に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

（4）市長による市国民保護対策本部の設置

市長は、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を受けた場合、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

また、市国民保護対策本部付職員は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、市国民保護対策本部を設置した旨を通知する。

（5）交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

（6）本部の代替機能の確保

市は、市役所が被災した場合等、市国民保護対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

- ・第1順位 東支所
- ・第2順位 新利根地区センター

・第3順位 桜川地区センター

また、市の区域を越える避難が必要で、市内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、県知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

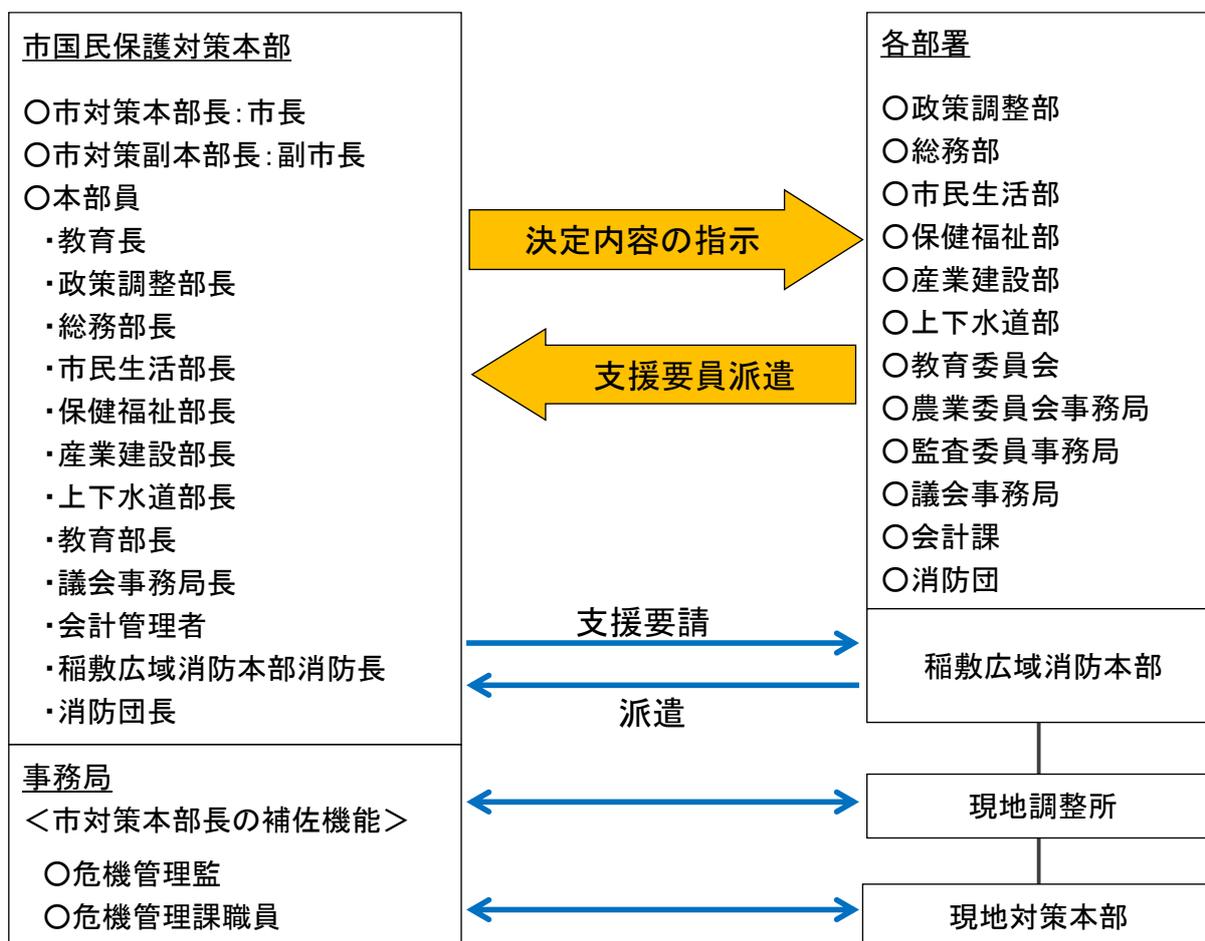
市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市国民保護対策本部の組織及び機能

市国民保護対策本部の組織及び機能は次のとおりとする。

(1) 市国民保護対策本部の組織及び機能

【市国民保護対策本部の組織構成】



(2) 市国民保護対策本部の分掌事務

各部署等	分掌事務
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部及び事務局の運営・記録に関する事。 ・市国民保護対策本部の会議の開催に関する事。 ・特殊標章等又は身分証明書に関する事。 ・防災行政無線等の管理及び運用に関する事。 ・応援要請に関する事。 ・避難の指示に関する事。 ・避難実施要領の策定に関する事。
政策調整部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害についての広報、広聴に関する事。 ・報道機関への対応に関する事。 ・被災状況の撮影等に関する事。 ・住民の問い合わせ窓口の設置及び運営に関する事。 ・庁内ネットワークの運用に関する事。 ・外国人に対する情報発信に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・各部間の連絡調整に関する事。 ・市国民保護対策本部の職員の動員に関する事。 ・市国民保護対策本部の職員の厚生に関する事。 ・燃料の確保に係る連絡調整に関する事。
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難の検討に関する事。 ・安否情報に関する事。 ・現地対策本部の支援に関する事。 ・遺体の埋火葬許可に関する事。 ・市税の減免及び徴収猶予に関する事。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資及び支援物資の調達、管理及び輸送に係る連絡調整に関する事。 ・避難住民等の救援に関する事。 ・要支援者の安否確認及び避難誘導に関する事。 ・医療、医薬品等の供給に関する事。 ・避難所開設及び運営、管理の調整に関する事。 ・被災地の防疫に関する事。 ・ボランティアセンターとの連携に関する事。
産業建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・住宅等建物の被害調査に関する事。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・仮設トイレの設置に関する事。
廃棄物対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関する事。

各部署等	分掌事務
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒・園児等の避難及び安全確保に関すること。 ・ 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 避難所開設及び運営、管理の調整に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部への応援に関すること。
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業建設部への応援に関すること。
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部への応援に関すること。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の調達に関すること。
稲敷広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） ・ 住民の避難誘導に関すること。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の避難誘導に関すること。 ・ 地域の被害状況調査に関すること。

4 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

政策調整部長は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報責任者として広報を一元的に統括する。

(2) 広報手段

ラジオ・テレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設等の広報手段を活用する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないように迅速に対応する。

イ 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性が高い場合は、市長が直接記者会見を行う。

<関連資料>

- ・ 資料5：関係機関一覧

5 市国民保護現地対策本部の設置（法第28条第8項）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市国民保護現地対策本部長や同本部員は、市国民保護対策本部副本部長、同本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

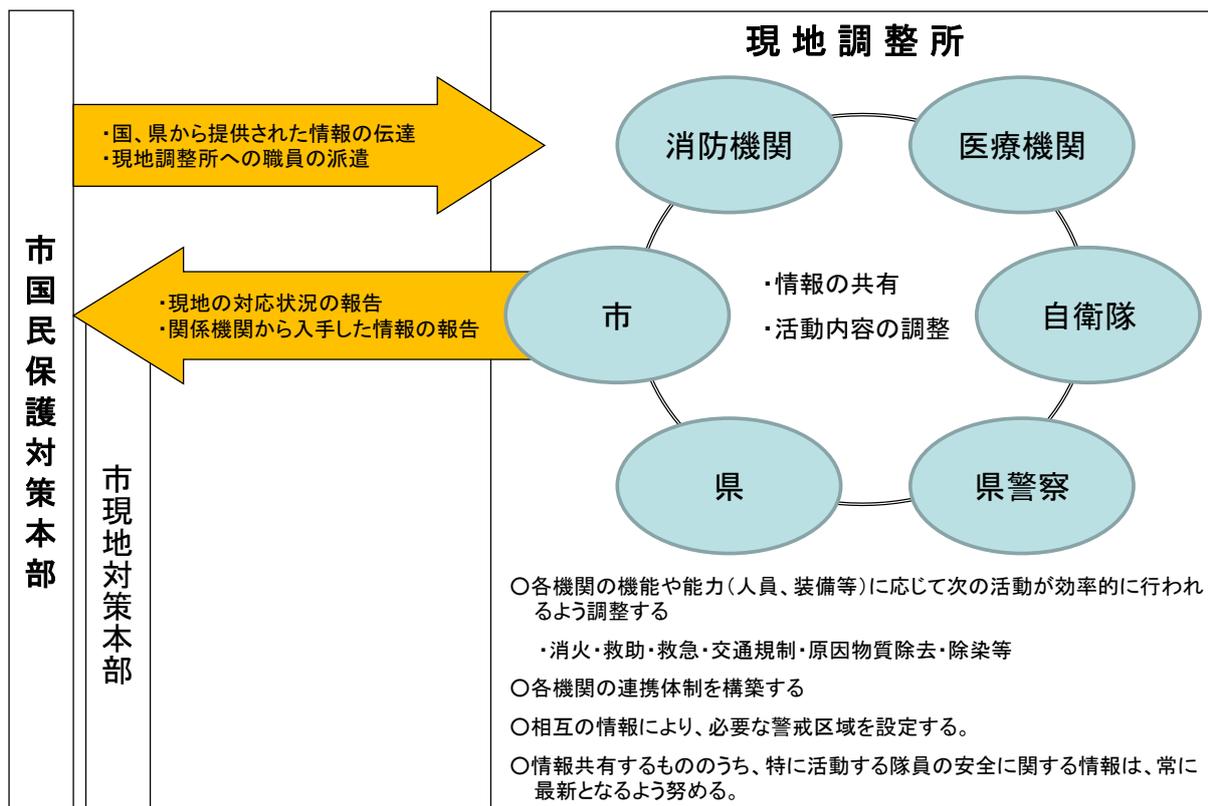
なお、市国民保護現地対策本部については、市の各部課室さらには消防機関、県、県警察、

自衛隊等の現地指揮所等と連携して業務を行えるよう横断的な組織とする。

6 現地調整所の設置等

市長は、国民保護措置が実施される現場において、関係機関（消防機関、県、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織構成】



7 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第5項）

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県の対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項）

市国民保護対策本部長は、県国民保護対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に関する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報提供の求め（法第29条第8項）

市国民保護策本部長は、国の対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにする。

8 市国民保護対策本部の廃止（法第30条）

市長は、内閣総理大臣から市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の固定系通信回線の利用又は特設公衆電話などの臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と次のとおり相互に連携する。

第1節 国の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法第20条）

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自

衛隊の部隊等の派遣を要請する。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて茨城地方協力本部又は陸上自衛隊施設学校を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

この場合、次の事項を記載した文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）
- エ その他参考となるべき事項

※想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

- ・避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ・武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

2 自衛隊との情報共有

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した）部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求（法第17条）

- (1) 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求（法第18条）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託（法第19条）

- (1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を告示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場

合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 派遣要請の方法

市は、1の要請等を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6節 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等（法第17条第1項、第19条）

- (1) 市は、他の市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

市は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等（法第4条第3項）

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランテ

ィアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市社会福祉協議会に設置されるボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ等

市は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市国民保護対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

市が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第8節 住民への協力要請（法第4条第1項）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導（法第70条）
- ・避難住民等の救援（法第80条）
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）
- ・保健衛生の確保（法第123条）

第4章 警報及び避難の指示等

第1項 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要である。このため、市は、警報の通知及び伝達等を次のとおり行う。

第1節 警報の通知等

1 警報の伝達等

市長は、県知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

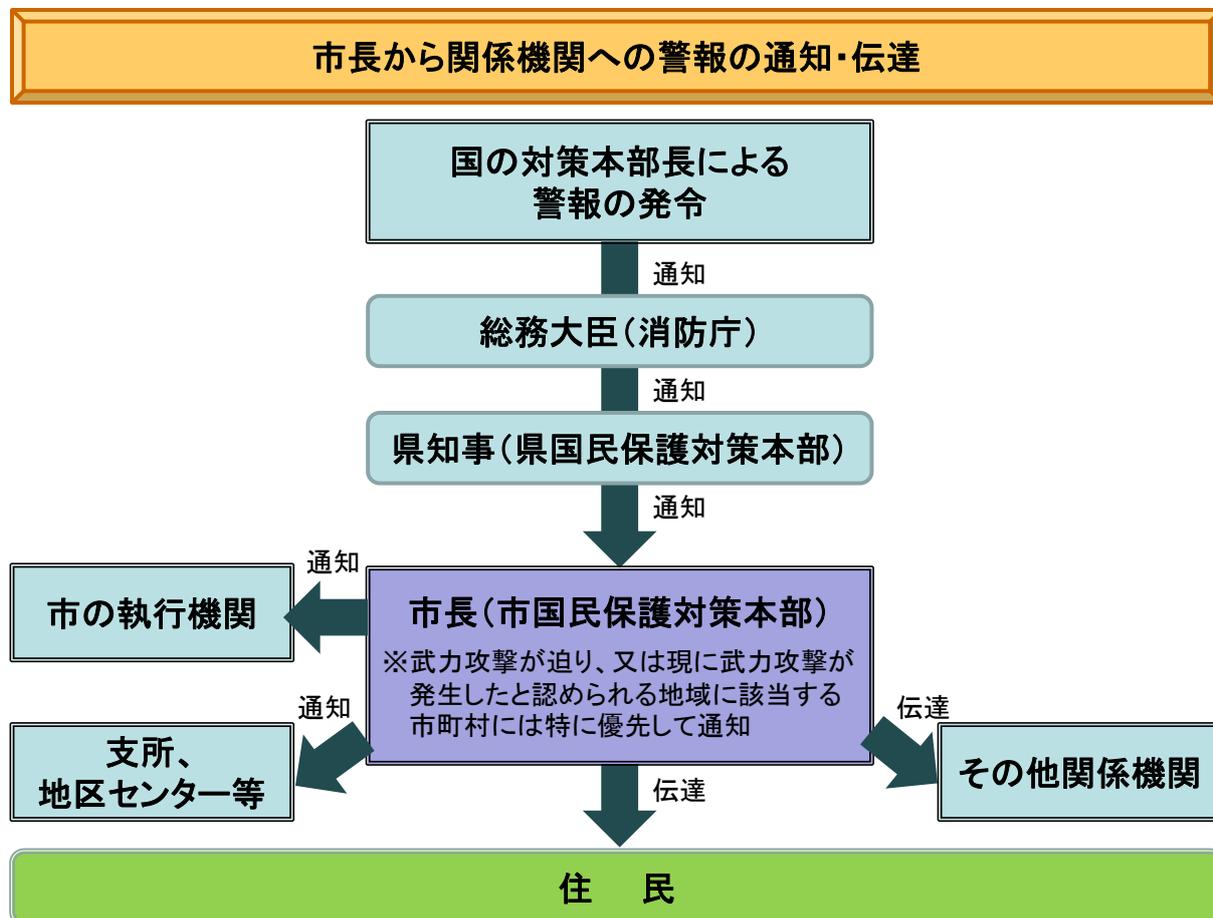
2 警報の通知

(1) 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、こども園など）に対し、警報の内容を通知する。

(2) 市は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.inashiki.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

市から関係機関への警報の通知・伝達は、次のとおりである。

【警報の通知・伝達の仕組み】



第2節 警報の伝達方法

1 警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

（1）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。なお、住民等への伝達手段は、次のとおりである。

【住民への伝達手段】

- | | |
|---|------------------------|
| ア | 市防災行政無線 |
| イ | 自治会、自主防災組織、消防団等を通じたの伝達 |
| ウ | 広報車 |
| エ | ホームページへの掲載 |
| オ | FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う。） |

（2）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、このことは、市長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

平成17年7月6日に国が定めた、武力攻撃事態等におけるサイレンのパターン及び音色については、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したことを明確に認識できる明瞭なものとなっている。なお、当面の間は、同報系防災行政無線で吹鳴できる既存のサイレンを最大音量で使用するものとする。

2 伝達体制の整備

市は、その職員を指揮し、消防機関との連携あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 避難行動要支援者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

4 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

第3節 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知される。

緊急通報の住民や関係機関への通知方法については、原則として「第2節 警報の伝達方法」と同様とする。

第2項 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要である。このため、市は、避難の指示等を次のとおり行う。

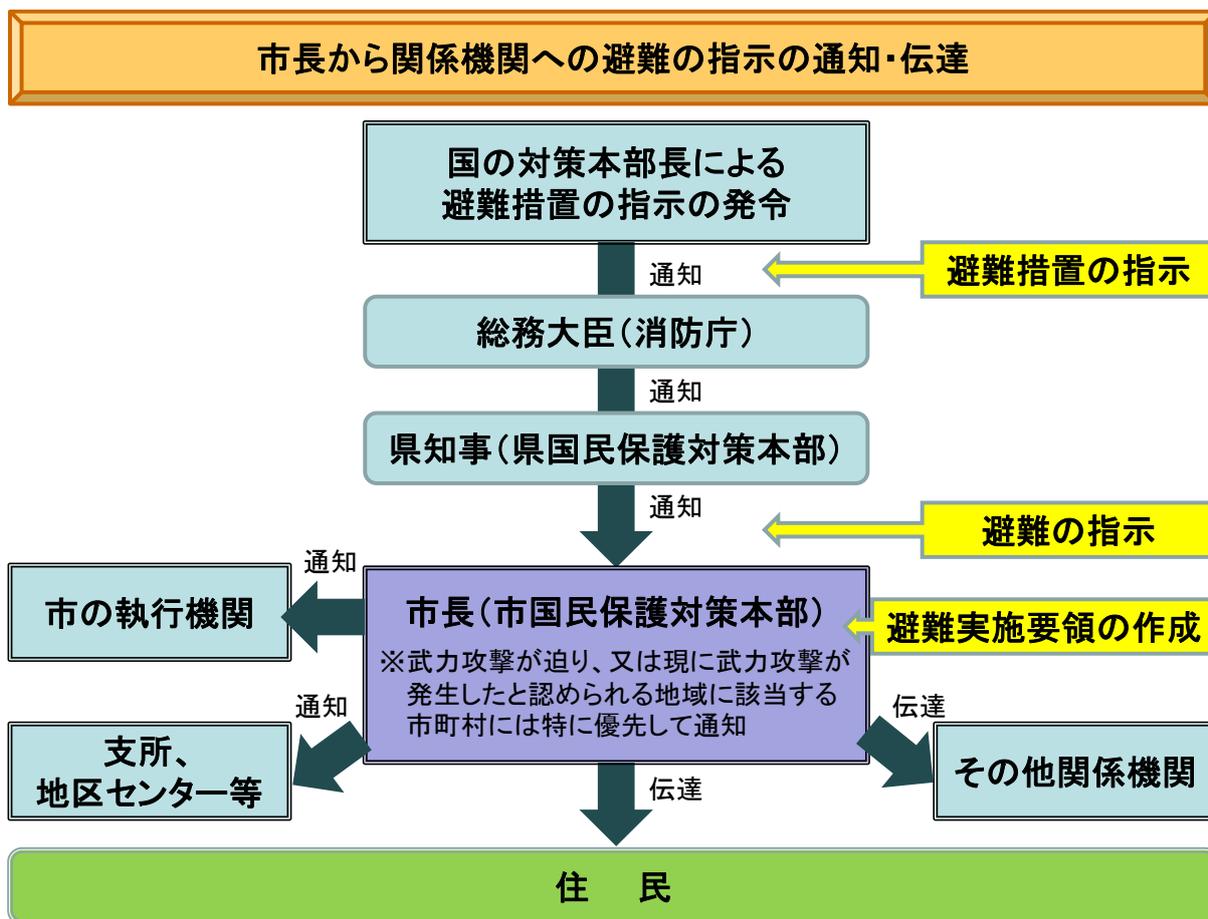
第1節 避難の指示の伝達

1 避難の指示の通知・伝達（基第4章第1節）

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



第2節 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当

該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

2 避難実施要領に定める事項（法定事項）

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) その他避難の実施に関し必要な事項

3 避難実施要領作成の際の主な留意事項

【避難実施要領の項目と主な留意事項】

項目	留意事項
①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
②避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
③一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
④集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
⑤集合に当たっての留意事項	集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、災害時要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
⑥避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
⑦市職員、消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
⑧特に配慮を要する避難行動要支援者への対応	高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
⑨要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

項目	留意事項
⑩避難誘導中の食糧等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
⑪避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

【避難実施要領のイメージ】

<p>避難実施要領（案）</p> <p style="text-align: right;">茨城県稲敷市長 ○月○日○時現在</p> <p>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法</p> <p>稲敷市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>(1) 稲敷市のA地区の住民は、B市のB地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>○避難の手段（バス）</p> <p>バスの場合：稲敷市A地区の住民は、稲敷市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。</p> <p style="text-align: center;">----以下略----</p> <p>(2) 稲敷市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。</p> <p style="text-align: center;">----以下略----</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への周知要員 ・避難誘導要員 ・市対策本部要員 ・現地連絡要員 ・避難所運営要員 ・水、食料等支援要員等 <p>(2) 残留者の確認</p>

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

稲敷市総務部危機管理課

T E L 029-892-2000

F A X 029-893-1571

----以下略----

4 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、及び陸上自衛隊施設学校(警備課)又は武器学校(土浦駐屯地)並びにその他の関係機関に通知する。

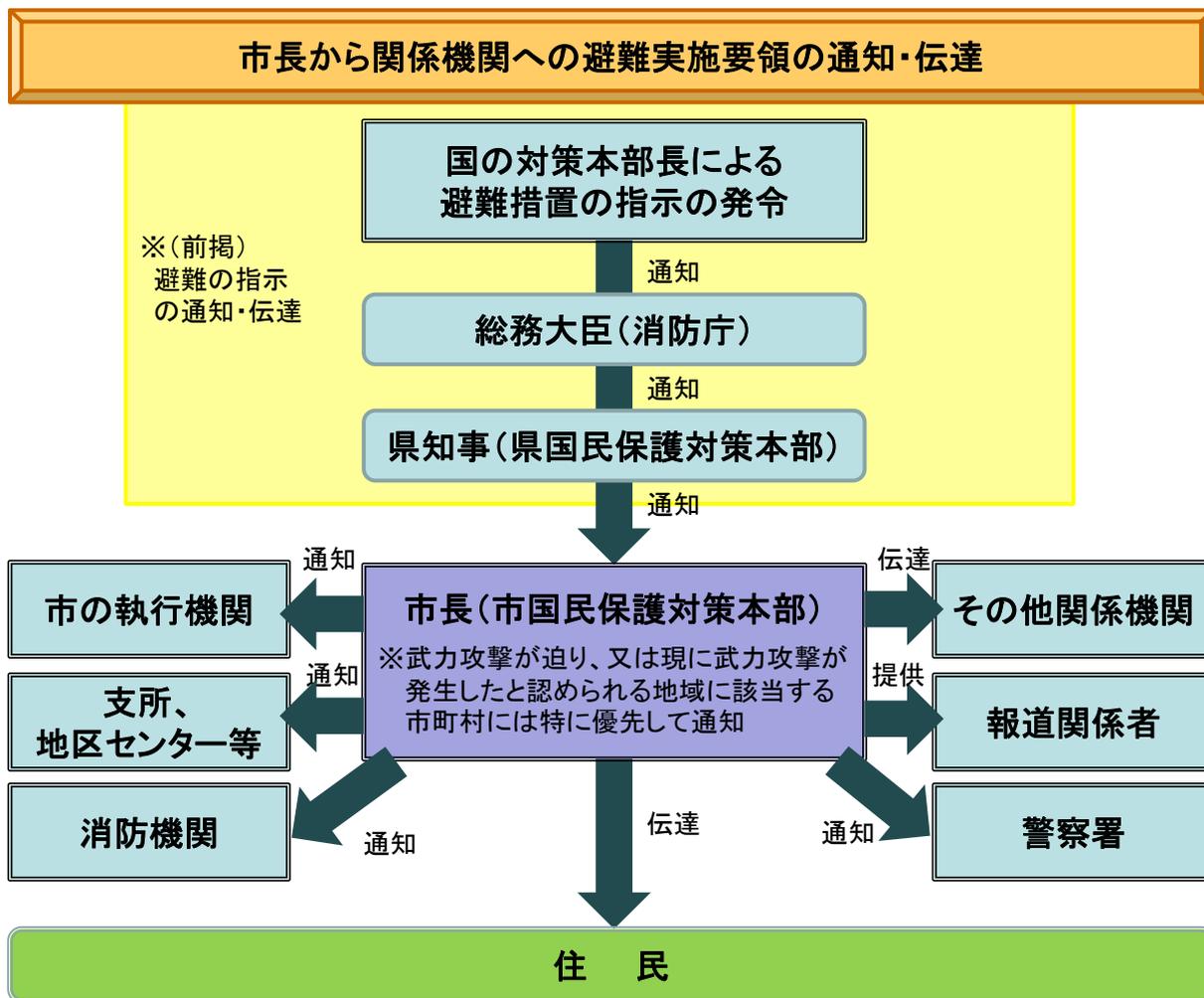
さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 広域避難(広域一時滞在)

市長は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めらる。

【避難実施要領の通知・伝達】



第3節 避難住民の誘導

1 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員を指揮し、また、消防機関と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会・町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

稲敷広域消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難

実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、稲敷広域消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設等の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

7 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、避難行動要支援者名簿を活用して対応を行う。その際、民生委員・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

8 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

9 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

10 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

11 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

12 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

13 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

14 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第4節 武力攻撃事態の種類に応じた避難の指示

1 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- (1) 国の対策本部長による避難措置の指示、県知事による避難指示が行われた場合、市長は早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- (2) ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示、県知事による避難指示を待つかまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- (3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

【避難の指示例】

避難の指示（例）

- 1 稲敷市においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- 2 A地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、誘導の連絡があるまで屋内へ一時的に避難すること。
- 3 B地区の住民については、C地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

3 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ、近傍の

コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させる。

- (2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- (3) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。
- (4) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

【避難の指示例】

避難の指示（例）

- 1 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。
- 2 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

(特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合)
- 3 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

4 NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

5 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、県及び施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよ

う必要な対策をとるものとする。

第5章 救援

市は、県と連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、救援を次のとおり行う。

第1節 救援の実施

1 救援の実施（法第76条）

市長は、県知事から実施すべき救助に関する措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

【実施すべき救助】

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の件に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。※第3編第4章第2項の第3節「12 避難住民の運送の求め等」参照

第3節 救援の内容

1 救援の基準（法第76条）

市長は、事務の委任を受けた場合は、知事は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

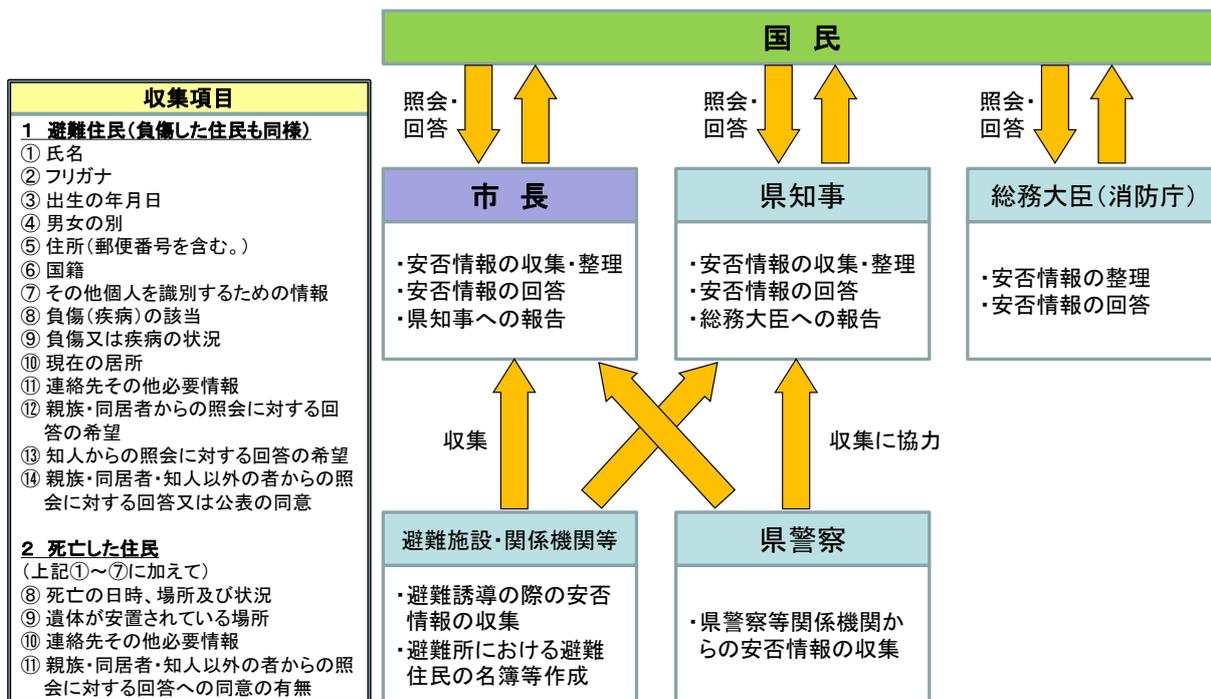
2 救援に関する基礎資料

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行う。このため、市は、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答を次のとおり行う。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



第1節 安否情報の収集(法第94条)

1 安否情報の収集

市は、開設した避難所における安否情報の収集、各学校からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報を行うほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を活用して安否情報の収集を行う。参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する。なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものである。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 県知事に対する報告（法第94条）

市は、県知事への報告に当たっては、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として安否情報システムにより県に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

<関連資料>

- ・様式3：安否情報報告書 様式第3号（安否情報省令第2条関係）

第3節 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市国民保護対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。
- (3) 様式第4号には、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等記載する。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

<関連資料>

- ・様式4：安否情報照会書 様式第4号（安否情報省令第3条関係）

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

<関連資料>

- ・様式4：安否情報照会書 様式第4号（安否情報省令第3条関係）

- ・様式5：安否情報回答書 様式第5号（安否情報省令第4条関係）

3 個人の情報の保護への配慮

- （1）安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- （2）安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者（市民生活部長）が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市は、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1項 生活関連等施設の安全確保等

市は、生活関連等施設の重要性に鑑み、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の安全確保を次のとおり行う。

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

1 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

2 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第3節 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

市長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものであり、また、安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることに鑑み、その安全確保について必要な措置を講ずる。

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合は、市内に所在する生活関連等施設の安全に関す

る情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

【施設の安全確保に関する確認事項】（イメージ）

施設名	施設の安全確保に関する確認事項
〇〇	<p>(チェック例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員の人数を増加させる等、警備強化を行ったか？ ・監視カメラが適切に作動しているか確認したか？ など <p>※内閣官房主導の下で各省庁が定める「安全確保の留意点」に従って項目を記載。</p>

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

3 施設管理者に対する措置の要請

市長は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

4 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

第4節 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条）

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、国民保護法施行令第28条の1号に定める危険物について、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、前項1の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2項 武力攻撃原子力災害及びNBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処を次のとおり行う。

第1節 武力攻撃原子力災害への対処（法105条、基第4章第3節3（2））

市は、県内に所在する原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に鑑み、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

1 地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、市地域防災計画（風水害等対策計画編）及び茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- (1) 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- (2) 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、内閣総理大臣、原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3) 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (4) 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

3 モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（風水害等対策計画編）及び茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

4 住民の避難誘導

- (1) 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- (2) 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- (1) 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- (2) 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

6 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

7 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

8 職員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

9 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

10 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、市地域防災計画（風水害等対策計画編）茨城地域防災計画（原子力災害対策計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

第2節 NBC攻撃による災害への対処（法第107条、基第4章第3節4）

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり行う。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

（1）核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせ、国の指示の下で、関係機関が行う汚染範囲の把握及び感染源等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署である危機管理課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長の権限（法第108条）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防機関、県、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第108条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる国民保護法施行令第31条に基づく事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【権限を行使する際の通知又は掲示事項】

	通知又は掲示事項
1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 土地等への立入り（法第109条）

市長は、上記5の措置を講ずるため必要があると認めるときは、職員をもって当該土地、建物その他工作物又は船舶等の占有者又は所有者に通知し、立ち入りを実施する。

7 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等について、現地調整所や県等からの積極的な情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3項 応急措置等

市が、緊急の必要があるときに自らの判断に基づき行う、退避の指示や警戒区域の設定については、次のとおりである。

第1節 退避の指示（法第112条）

1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

なお、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

【屋内退避の指示について】

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがないと考えられるとき

【退避の指示例】

- ・ 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- ・ 「△△市〇〇町×丁目、××市△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

2 退避の指示に伴う措置等

(1) 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

(2) 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等

- (1) 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- (2) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県、県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第2節 警戒区域の設定（法第114条）

1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定方法等

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

- (1) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- (2) 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- (3) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

- (1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (2) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制

限り、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- (4) 市長は、県知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

4 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

第3節 市長の事前措置（法第111条）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

第4節 応急公用負担等（法第113条）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第5節 消防等に関する措置等

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防署との協力の下、消防団長の指示により、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域を管轄する消防機関の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、前項3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- (2) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (3) 被災地以外の市長は、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防

本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- (5) 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告（法第127条、128条）

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

<関連資料>

- ・様式6：救急・救助事故・武力攻撃災害等即報 第3号様式（火災・災害等即報要領）

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置を次のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保（法第123条）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、健康相談、栄養指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 飲料水衛生確保対策

(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(2) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

(3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2節 廃棄物の処理（法第124条）

1 廃棄物処理の特例

(1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が

定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、市地域防災計画及び災害廃棄物処理計画（平成26年3月、稲敷市）に基づき、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第3節 文化財の保護（法第125条）

1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- (1) 市教育委員会は、市域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の手續に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- (2) また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、市教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、県教育委員会を通じて、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において、国や県等と連携しつつ、物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置を次のとおり行う。

第1節 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する次に掲げる措置に協力する。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、当該物資等の供給を確保し、適正な価格で販売するよう協力を求める。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、市民への情報提供等を行う。

第2節 避難住民等の生活安定等（基第4章第5節1）

1 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省（龍ヶ崎公共職業安定所）の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保（基第4章第5節2）

1 水の安定的な供給

水道事業として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

河川（市管理河川）、道路（市道）の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される特殊標章等（法第158条）

(1) 特殊標章

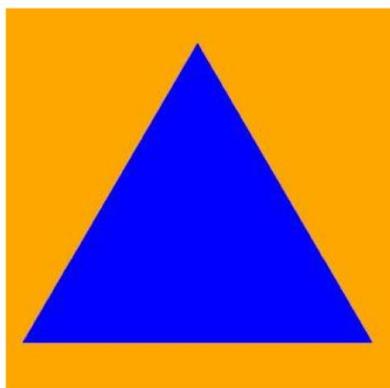
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



特殊標章

(オレンジ色地に青の正三角形)

<表面>		<裏面>		
 (この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白) 	身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護施設に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髮の色/Hair
氏名/Name 生年月日/Date of birth		その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日/Date of expiry		印紙/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

身分証明書のひな型

(日本興業企画A7：横74mm、縦105mm)

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方（法第139条）

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市地域防災計画等を活用し、所管する施設及び設備の緊急点検及び応急の復旧を行う。この場合、安全の確保をした上で被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 市が管理する施設の応急復旧（法第140条）

1 ライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 輸送施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を次のとおり行う。

第1節 基本的考え方（法第141条）

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するため、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等は、次のとおりである。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償、実費弁償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161条）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章「第2節 緊急対処事態」に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処について、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

◆資料

- ・資料1：稲敷市国民保護協議会委員名簿
- ・資料2：稲敷市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- ・資料3：稲敷市国民保護協議会条例
- ・資料4：稲敷市国民保護協議会運営規程
- ・資料5：関係機関一覧
- ・資料6：関係機関の事務又は業務の大綱
- ・資料7：相互応援協定一覧
- ・資料8：避難施設一覧（県指定）
- ・資料9：北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

◆様式

- ・様式1：安否情報収集様式 様式第1号（安否情報省令第1条関係）
- ・様式2：安否情報収集様式 様式第2号（安否情報省令第1条関係）
- ・様式3：安否情報報告書 様式第3号（安否情報省令第2条関係）
- ・様式4：安否情報照会書 様式第4号（安否情報省令第3条関係）
- ・様式5：安否情報回答書 様式第5号（安否情報省令第4条関係）
- ・様式6：救急・救助事故・武力攻撃災害等即報 第3号様式（火災・災害等即報要領）
- ・様式7：被災情報の報告様式

資料 1 : 稲敷市国民保護協議会委員名簿

会長		稲敷市長	
	区分	機関名	職名
1	1号	関東地方整備局利根川下流河川事務所	所長
2		関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	所長
3		関東農政局茨城支局	地方参事官
4	2号	陸上自衛隊土浦駐屯地武器教導隊	隊長
5	3号	茨城県県南県民センター	センター長
6		茨城県竜ヶ崎工事事務所	所長
7		茨城県竜ヶ崎保健所	所長
8		茨城県稲敷警察署	署長
9	4号	稲敷市	副市長
10	5号	稲敷市教育委員会	教育長
11		稲敷広域消防本部	消防長
12	6号	稲敷市	政策調整部長
13		稲敷市	総務部長
14		稲敷市	市民生活部長
15		稲敷市	保健福祉部長
16		稲敷市	産業建設部長
17		稲敷市	教育部長
18		稲敷市	上下水道部長
19		稲敷市	会計管理者
20		稲敷市	議会事務局長
21		7号	N T T 東日本(株)茨城支店
22	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社		支社長
23	J R バス関東株式会社土浦支店		支店長
24	関東鉄道株式会社竜ヶ崎営業所		所長
25	江戸崎郵便局		局長
26	水資源機構利根川下流総合管理所		所長
27	8号	稲敷市議会	議長
28		稲敷市議会	総務教育委員会委員長
29		稲敷医師会	会長
30		稲敷市区長会	会長
31		稲敷市商工会	会長
32		稲敷農業協同組合	理事長
33		稲敷市社会福祉協議会	常務理事
34		稲敷地方広域市町村圏事務組合	事務局長
35		稲敷市消防団	団長

資料 2 : 稲敷市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

稲敷市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 31 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、稲敷市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び稲敷市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第 2 条 稲敷市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 本部員（副本部長である本部員を除く。以下同じ。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国及び県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第 4 条 国民保護対策本部に、部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第 5 条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3：稲敷市国民保護協議会条例

稲敷市国民保護協議会条例

平成18年3月28日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、稲敷市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(会長の職務代理者)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮っ

て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4：稲敷市国民保護協議会運営規程

稲敷市国民保護協議会運営規程

平成18年10月25日

告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、稲敷市国民保護協議会条例（平成18年稲敷市条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、稲敷市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 条例第4条第1項に規定する協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議すべき事項を定め、各委員に通知するものとする。

(会議の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

(異動の報告)

第4条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 協議会の会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国民保護担当課において処理する。

(公印)

第7条 会長の公印は、別表のとおりとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年10月5日から適用する。

附 則（平成20年告示第10号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

稲敷市国民
保護協議
会長之印

備考

- 1 字体は、古印体とする。
- 2 寸法は、24 平方ミリメートルとする。

資料5：関係機関一覧

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
利根川下流河川事務所	防災対策課	千葉県香取市 佐原イ4149	電話0478-52-6365 FAX 0478-52-9726	
霞ヶ浦河川事務所	管理課 *風水害以外は 管理課が担当	潮来市 潮来3510	電話0299-63-2418 FAX 0299-63-2498	
茨城農政事務所	地域第2課	土浦市 荒川沖2-15-27	電話029-843-6875 FAX 029-843-1411	

【自衛隊】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
陸上自衛隊土浦駐屯地 武器教導隊	隊本部	阿見町 青宿121-1	電話029-887-1171 (内線474)	

【関係県機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
県南地方総合事務所	総務課	土浦市 真鍋5-17-26	電話029-822-7010 FAX 029-822-9040	
竜ヶ崎土木事務所	総務課	龍ヶ崎市 馴柴35	電話0297-65-3411 FAX 0297-65-1415	
竜ヶ崎保健所	地域保健 推進室	龍ヶ崎市2983-1	電話0297-62-2162 FAX 0297-62-2693	
稲敷警察署	警備課	稲敷市 高田3405-1	電話029-893-0110 FAX 029-892-2501	110番 通報

【関係市（町村）機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
龍ヶ崎市	危機管理課	龍ヶ崎市3710	電話0297-60-1514 FAX 0297-60-1583	
牛久市	交通防災課	牛久市中央3-15-1	電話029-873-2111 FAX 029-874-0421	
美浦村	総務課	美浦村 受領1515	電話029-855-0340 FAX 029-855-4953	
阿見町	交通防災課	阿見町 中央1-1-1	電話029-888-1111 FAX 029-887-9560	
河内町	総務課	河内町 源清田1183	電話0297-84-2111 FAX 0297-84-4357	

【その他の機関】

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
稲敷地方広域市町村圏 事務組合消防本部	警防課 (平日・昼間)	龍ヶ崎市3571-1	電話0297-64-3745 FAX 0297-64-3746	
	指令課 (休日・夜間)		電話0297-64-0123 FAX 0297-64-1241	
稲敷地方広域市町村圏 事務組合	管理課	龍ヶ崎市3571-1	電話0297-64-3741 FAX 0297-64-5146	
いなほ消防署		稲敷市犬塚1570-2	電話029-892-0119 FAX 029-892-1239	
いなほ消防署 桜東分署		稲敷市上須田355-1	電話0299-79-3720 FAX 0299-79-3726	
龍ヶ崎消防署 新河分署		河内町長竿5765	電話0297-84-0119 FAX 0297-84-3192	
東日本電信電話(株)	災害対策室	水戸市大町3-3-5	電話029-232-4825 FAX 029-232-4950	
東京電力パワーグリッド (株)	竜ヶ崎支社	龍ヶ崎市寺後3626-1	電話0297-75-5701	
J Rバス関東株式会社	土浦営業所	土浦市 富士崎町2-1-50	電話029-821-5234 FAX 029-823-9830	
関東鉄道株式会社	竜ヶ崎営業所	龍ヶ崎市 馴馬町676	電話0297-62-6111 FAX 0297-62-6112	
水資源機構	利根川下流 総合管理所	稲敷市 上之島3112	電話0299-79-3311 FAX 0299-79-3316	
江戸崎郵便局		稲敷市 江戸崎甲3558-1	電話029-892-2939 FAX 029-892-6429	
稲敷医師会		稲敷市 江戸崎甲1990	電話029-892-2232 FAX 029-892-2232	
J A稲敷		稲敷市 江戸崎甲3016-3	電話029-892-6700 FAX 029-892-2930	
稲敷市商工会		稲敷市 江戸崎甲548-3	電話029-892-2603 FAX 029-892-4964	
市社会福祉協議会		稲敷市 江戸崎甲1992	電話029-892-5711 FAX 029-892-5922	

【市役所内】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 ・ F A X	その他の 連絡方法
稲敷市消防団	危機管理課	稲敷市 犬塚1570-1	電話029-892-2000 FAX 029-893-1571	危機管理課
稲敷市区長会	市民協働課	稲敷市 犬塚1570-1	電話029-892-2000 FAX 029-893-1545	市民協働課

【報道関係名簿】

報道機関名	所在地	連絡先
茨城新聞 取手・龍ヶ崎支局	取手市取手 2-16-41 染野本陣ビル 2 階	電話 0297-72-1139 FAX 0297-74-2700
読売新聞社 取手通信部	取手市台宿 1-1-40 ボヌール 305	電話 0297-73-1230 FAX 0297-73-1273
東京新聞 取手通信部	取手市戸頭 2-50-7	電話 0297-78-2656 FAX 0297-78-2656
産経新聞 水戸支局	水戸市南町 3-4-57 水戸セントラルビル 2 階	電話 029-221-7158 FAX 029-222-2407 020-4664-6115
朝日新聞 土浦支局	土浦市小松 1-12-35-606	電話 029-822-0131 FAX 029-822-0134
毎日新聞 取手通信部	取手市取手コートヒル取手 217	電話 0297-71-3808 FAX 0297-71-3888
時事通信社 つくば支局	つくば市二の宮 3-8-2 雅ビル 401 号	電話 029-852-6171 FAX 029-852-6172
NHK つくば報道室	つくば市並木 4-16-1-510	電話 029-852-5211 FAX 029-855-4725
日本経済新聞 つくば支局	つくば市春日 2-3-1	電話 029-852-0345 FAX 029-852-0344
共同通信社 つくば通信部	つくば市吾妻 3-1-1-307	電話 029-852-5588 FAX 029-855-6899

資料6：関係機関の事務又は業務の大綱

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
茨城県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部等の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民茨城県の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
茨城労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川・国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院その他の医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本郵便（株）	1 郵便の確保
（社福）茨城県社会福祉協議会	1 ボランティア団体の支援

資料7：相互応援協定一覧（災害時における協定締結業者等一覧）

平成30年4月現在

	締結年月日	協定先（名称）	協定内容
1	平成18年8月9日	東日本電信電話 （株）茨城支店	○防災行政無線の活用
2	平成20年6月6日	東京電力（株）茨城 支店	○防災行政無線の活用
3	平成22年9月1日	利根コカ・コーラボ トリング（株）千葉 第二支社	○災害時対応自販機内の飲料水「無償」7台 ○飲料水の優先供給「有償」1,800本
4	平成22年12月27日	（社）茨城県トラッ ク協会県南支部	○物資の調達・輸送に必要な車両の提供「無償」 ○車両の運転・物資の運搬作業に必要な人員の派 遣「無償」
5	平成23年5月25日	国土交通省 関東 地方整備局	○各種情報の交換等（一般被害状況・公共土木施 設被害状況等）
6	平成24年3月27日	NPO法人 コメリ災 害対策センター	○物資の迅速かつ円滑な供給「有償」 作業関係品、日用品等（毛布、食器）、 飲料水、冷暖房機器、電灯、コンロ、 救急ミニトイレ
7	平成24年3月27日	大和紙器（株）	○物資（段ボール製品）の迅速かつ円滑な供給「有 償」
8	平成25年3月27日	いばらきコープ生 活協同組合	○物資の迅速かつ円滑な供給「有償」 食料品類、日用雑貨品類
9	平成25年3月27日	生活協同組合パル システム茨城	○物資の迅速かつ円滑な供給「有償」 食料品類、日用雑貨品類
10	平成25年8月22日	東京都葛飾区	○食糧品、生活物資等の救援物資の提供 ○救援活動及び災害復興のための職員の派遣 ○被災住民の受け入れ ○その他災害対策上必要とする応援食料品類、日 用雑貨品類
11	平成26年9月29日	ヤフー株式会社	○稲敷市HP等をキャッシュサイトしたアクセス の負担軽減 ○災害情報ブログを活用した情報の分散化・発信 手段の確保 ○避難所マップを地図上に表示 ○避難情報の発信
12	平成26年12月10日	茨城県高圧ガス保 安協会江戸崎支部	○LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要因 の確保

	締結年月日	協定先（名称）	協定内容
13	平成27年1月16日	一般社団法人茨城県歯科医師会 稲敷市歯科医師会	○災害時歯科医療救護活動
14	平成28年2月2日	稲敷警察署 生活安全課	○防災無線を活用しての情報発信活動の相互協力に関する覚書
15	平成28年2月5日	株式会社セブンイレブン・ジャパン	○食糧品、飲料品、日用品等の救援物資の提供 ○店舗の営業継続又は総機営業再開の市への要請 ○物資運搬等車両の通行についての市の支援
16	平成28年3月10日	稲敷警察署 地域課	○茨城県警察へヘリコプターの臨時へのレポート（江戸崎運動公園野球場の使用許可）
17	平成28年5月19日	日本郵便株式会社	○緊急車両の提供 ○避難所開設状況、避難先リスト等の相互提供 ○道路等の損傷状況の情報提供 ○避難所における臨時郵便差出箱の設置
18	平成29年1月27日	稲敷広域圏市町村	○協定市町村において災害が発生した場合に、被災した協定市町村に対する、応急対策及び復旧対策を遂行するための、相互受援体制についての協定
19	平成29年2月7日	香取市・潮来市・神栖市	○大規模災害時における広域避難に関する協定
20	平成29年2月7日	一般社団法人TWマネジメント	○災害時における施設使用に関する協定
21	平成29年3月7日	稲敷地方広域市町村圏内消防団(7消防団)	○災害が発生した場合の相互応援協定
22	平成29年9月28日	特定非営利活動法人日本医療救援機構(MeRU)	○災害時における医療救護活動についての協定

※協定先（名称）は、協定締結時の名称

資料 8 : 避難施設一覧 (茨城県指定)

平成 30 年 4 月現在

No	名称	住所	コンクリート造※1	24時間避難可能な施設※2	地下への避難が可能な施設
1	稲敷市立江戸崎中学校	江戸崎甲 2595	○		
2	稲敷市立江戸崎小学校	江戸崎甲 3194	○		
3	稲敷市立沼里小学校	沼田 2661-1	○		
4	稲敷市教育センター (旧) 鳩崎小学校	佐倉 1356-1	○		
5	稲敷市立高田小学校	高田 854	○		
6	江戸崎体育館	荒沼 3-1	○		
7	江戸崎公民館	江戸崎甲 2148-2	○		
8	稲敷市保健センター	江戸崎甲 1990	○		
9	稲敷市江戸崎福祉センター	江戸崎甲 1992	○		
10	稲敷市立新利根中学校	柴崎 7139	○		
11	稲敷市立 (旧) 根本小学校	上根本 3301	○		
12	新利根地区センター	伊佐津 3239-1	○		
13	いこいのプラザ	太田 1002	○		
14	稲敷市立桜川中学校	下馬渡 770	○		
15	稲敷市立阿波小学校	阿波 1240	○		
16	稲敷市立浮島小学校	浮島 3650	○		
17	稲敷市立古渡小学校	古渡 1259	○		
18	稲敷市立桜川こども園	古渡 305	○		
19	稲敷市立東中学校	八千石 77	○		
20	稲敷市立あずま東小学校	佐原下手ロー1	○		
21	稲敷市立 (旧) 新東小学校	本新 218-10	○		
22	稲敷市立あずま北小学校	伊佐部 1673	○		
23	稲敷市立あずま西小学校	福田 1125	○		
24	稲敷市立みのり幼稚園	結佐 2534-8	○		
25	稲敷市立ゆたか幼稚園	福田 1169	○		
26	あずま生涯学習センター	佐原組新田 1596	○		
27	茨城県立江戸崎総合高等学校	江戸崎甲 476-2	○		
28	認定こども園えどさき	高田 930-1	○		
29	稲敷市立新利根幼稚園	上根本 3301	○		
30	江戸崎地区児童クラブ	江戸崎甲 3277-1	○		
31	沼里コミュニティセンター	蒲ヶ山 2452	○		

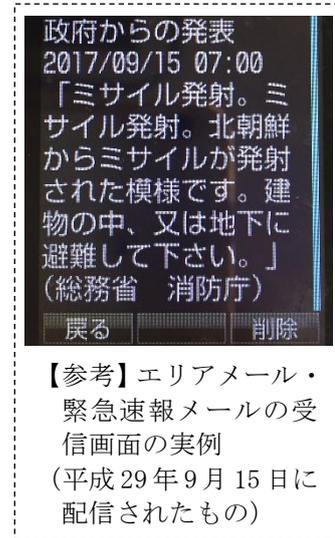
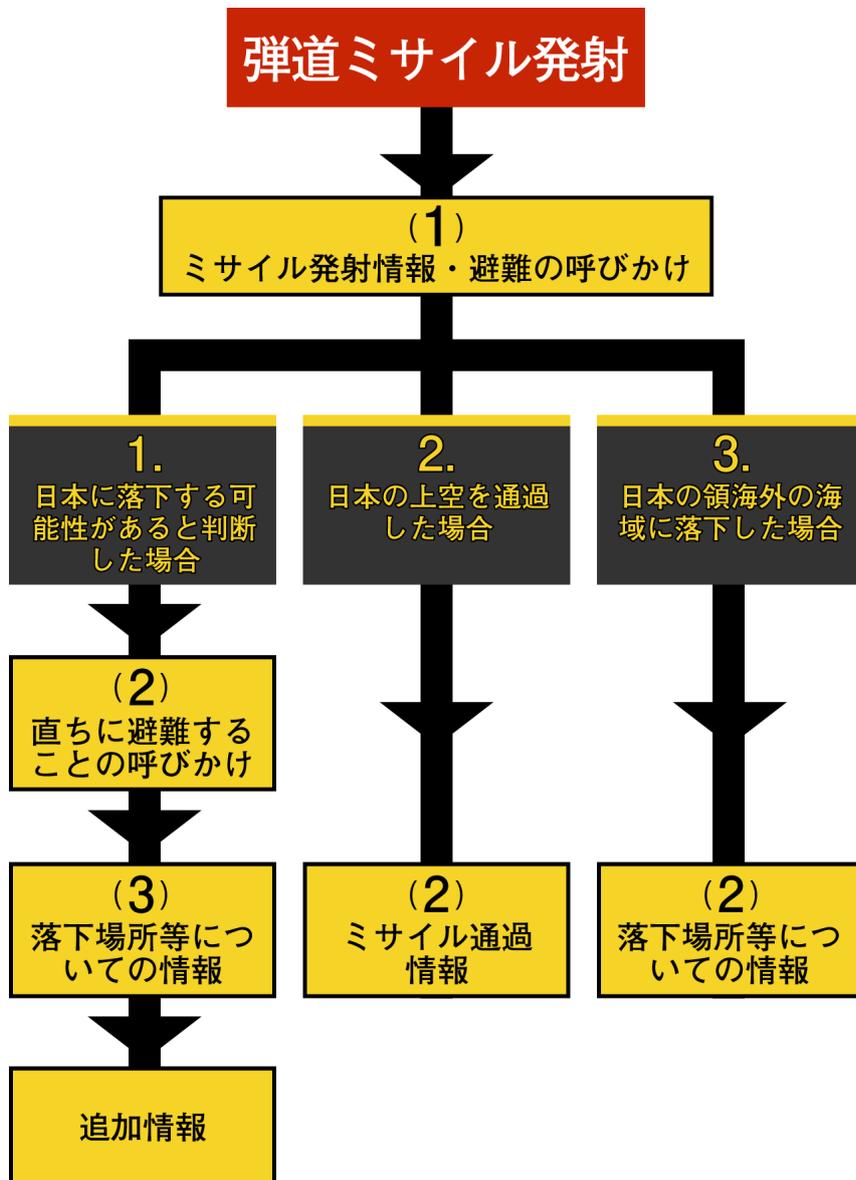
No	名称	住所	コンクリート造※1	24時間避難可能な施設※2	地下への避難が可能な施設
32	鳩崎コミュニティセンター	鳩崎 1075-2	○		
33	高田コミュニティセンター	高田 989-4	○		
34	君賀コミュニティセンター	下君山 378	○		
35	新利根地区児童クラブ	柴崎 229	○		
36	稲敷市立新利根小学校	柴崎 7218-4	○		
37	桜川地区センター	須賀津 208			
38	稲敷市役所東支所	結佐 1545	○		

※1：鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物

※2：コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

資料9：北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

<情報伝達の基本的な流れ>



※上記1～3の詳細については、次頁参照。

出典：内閣官房 国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/jalert.html>

1. 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

弾道ミサイル発射

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

※まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

- 屋外にいる場合は近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。
- 屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

(2) 直ちに避難することの呼びかけ

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

※ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合、直ちに避難することの呼びかけを行います。

- 屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難して下さい。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。
- 屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

(3) 落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

※ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等の情報を伝達します。

- 続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

2. 日本の領土・領海の上空を通過した場合

弾道ミサイル発射

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

※まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

- 屋外にいる場合は近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。
- 屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

(2) ミサイル通過情報

ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

※ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合は、その情報を伝達します。

- 引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

3. 日本の領海外の海域に落下した場合

弾道ミサイル発射

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

※まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

- 屋外にいる場合は近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。
- 屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

(2) 落下場所等についての情報（日本の領海外の海域に落下）

先程のミサイルは、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

※ミサイルが日本まで飛来せず、領域外の海域に落下したと推定される場合は、上記の情報を伝達します。

- 引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(注1) 状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2) 上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3) 自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。

様式 1 : 安否情報収集様式 様式第 1 号 (安否情報省令第 1 条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日 時 分
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知事からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式 2 : 安否情報収集様式 様式第 2 号 (安否情報省令第 1 条関係)

安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日 時 分
④男女の別	男 女
⑤住所 (郵便番号を含む)	
⑥国籍	日本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式4：安否情報照会書 様式第4号（安否情報省令第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 其他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないで下さい。

様式5：安否情報回答書 様式第5号（安否情報省令第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式6：救急・救助事故・武力攻撃災害等即報 第3号様式（火災・災害等即報要領）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要求後者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式7：被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
 稲 敷 市

1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）

（1）発生日時 年 月 日

（2）発生場所 稲敷市 （北緯 度, 東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合，死者について，死亡地の市町村名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況